

介護保険料の賦課決定誤りについて

令和3年度の介護保険料について、本年5月に、14名の被保険者に対して、誤って計約40万円の保険料を増額する決定を行い、通知していたことが判明しましたので、御報告いたします。

1 概要

介護保険料（以下「保険料」という。）は、市民税額や被保険者資格の取得・喪失等の情報に基づき決定されますが、本市の介護保険システム（以下「システム」という。）においては、毎月市民税額の変更等の情報を取込み、月初めに保険料を更正しています。ただし、介護保険法において、市民税額の変更等による介護保険料の賦課更正を行うことができる期間は、最初の納期の翌日から起算して2年間に制限されています。

令和3年度の保険料の賦課更正を行うことができる期間は、本来であれば、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの2年間とすべきところ、システム上、誤って令和3年5月7日から令和5年5月6日と設定したため、賦課決定の対象外となるべき14人分（合計約40万円）の保険料を過大に決定していたことが判明しました。

2 経過

令和5年 6月7日（水）	介護保険課が、賦課決定の整合性を確認するためにシステムから出力されるリストを確認したところ、本来は、令和4年度及び5年度の介護保険料のみが記載されるべきところ、令和3年度分が含まれていることが判明
令和5年 6月8日（木）	介護保険課にて、リストに掲載された令和3年度の介護保険料について精査したところ、2年の賦課期限を超えて賦課決定を行い、介護保険料を増額して請求した事例が複数あることが判明したことから、システムの運営委託業者（以下「業者」という。）に確認し、システムの設定誤りが原因であることを特定

3 影響

人数	納付を通知した額の合計	最大	最小
14名	401,630円	71,990円	7,580円

※6月26日時点の納付人数は10人、納付金額は246,290円

4 原因

例年2月に業者が各種基準日をシステムに設定していますが、法令上の解釈について、市と業者の相互理解ができておらず、「賦課更正を行うことができる期間の起算日（以下「起算日」という。）」を業者が誤って設定し、市も設定状況を確認していたものの誤りに気付かなかったものです。

5 今後の対応

対象者の14名の方に、介護保険料を賦課決定前の金額に修正した納入通知書を作成するとともにお詫び文を同封し送付いたしました。また、既に納付済みの保険料については、すみやかに還付いたします。

6 再発防止策

- システムに設定した各種基準日を抽出し、相互に関係する項目の整合性を確認するためのツールを導入します。
- 起算日のように将来に影響を及ぼす他の設定項目も含め、業者と、設定項目の意味を確認し合うとともに、業者には、当該年度の設定項目に加え、過去2年分の資料の提出を求め、より慎重に基準日を設定してまいります。